

## 第1 乙の罪責

1. 乙が虚偽の事実を述べて B の引渡しを受けたことにつき、営利目的誘拐罪(刑法(以下、略)225 条)が成立しないか。
  - (1) 乙は、B を連れ出して来れば、甲から成功の謝礼として 50 万円を払ってもらえるものであり、誘拐に対する報酬を得る目的があったといえ、乙に「営利」目的が認められる。
  - (2) 「誘拐」とは、詐欺又は誘惑の手段によって他人を自己の実力支配下に置き、その居所を移させることをいう。その手段は、被拐取者に対して加えられる必要はなく、保護者や監護者に対するものであってもよい。本件で、乙は、B のクラス担任である C を呼び出し、B の叔父であると名乗り、「B のお祖父さんが危篤なので、すぐに連れて行きたい。A に頼まれた。一刻を争う」などとの虚偽の事実を述べ、この旨を C に信頼させ錯誤に陥らせたものである。このことから、乙の詐欺的手段が存在していたといえ、これにより乙は B の引渡しを受けたものであるから、乙は B を自己の実力支配下に置いたものといえる。よって、B に「誘拐」が認められる。
  - (3) そして、故意が認められる。
  - (4) したがって、乙に同罪が成立する。

## 第2 甲の罪責

1. 甲が乙と計画の上、B を誘拐させたことにつき、営利目的誘拐罪の共謀共同正犯(60 条)が成立し、同罪の責任を負わないか。
  - (1) 共謀共同正犯は、犯罪の実行につき共謀し、一部の者が犯罪の実行行為に出るものであるが、共同実行の意思の下、相互に他人の行為を利用補充し合って犯罪を実現する点で、共同正犯の処罰根拠が及ぶものであるから、全く実行行為を分担しない者も共同正犯として処罰できる。
  - (2) その成立要件は、共謀及び共謀者のある者の実行行為である。共謀は、意思連絡及び正犯意思を要素とするものである。

本件では、甲は、乙に対して、50 万円を払う代わりに、B を連れ出して来てもらうことを依頼しており、乙はこれを承諾している。このことから、甲及び乙の間に B を誘拐することの意思連絡がある。また、甲は、B を A のもとから奪って、自分で養育しようと企てており、誘拐することについての正犯意思がある。このことから、甲乙間に共謀が認められる。そして、乙は甲の依頼に従い B を小学校から連れ出しており、共謀者のある者が実行行為を行ったものである。このことから、営利目的誘拐罪の共謀共同正犯が成立する。
  - (3) もっとも、甲に営利目的がないことから、同罪が成立するかが問題となるところ、営利目的のような主観的事情は、一定の犯罪行為を構成する要素である犯人の心理的状态であるから、身分になる。この点、非身分者が身分者に加功して犯罪を成立させた場合は、身分者としての犯罪が成立し(65 条 1 項)、刑については非身分者としての刑を科す

る(65条2項)。本件では、上記営利目的誘拐罪の成立につき、非身分者である甲が、身分者である乙に犯行動機を形成させ加功したものであるから、甲に営利目的誘拐罪の共謀共同正犯が成立し、その科刑は、未成年者誘拐罪(224条)に処する。

- (4) 加えて、甲はBに対する親権ないし監護権があったことから、そもそも誘拐罪の主体になるかが問題となるが、親権者等による連れ去り行為によっても、未成年者の自由ないし他方の親権者等の事実上の監護権を侵害するものであるから、本罪の主体もなる。ただし、連れ去り行為が必要とされる特段の事情がある場合はこの限りでない。本件では、甲にそのような違法性阻却事由はない。
- (5) したがって、甲に、営利目的誘拐罪が成立する。
- (6) なお、別途、未成年者誘拐罪が成立しないかが問題となるが、甲の営利目的誘拐罪の成立により、甲の乙に対する依頼によりBを誘拐した行為の処罰がなされているものである。このことから、同一行為につき新たに犯罪を成立させるとなると、二重処罰となり妥当でないため、別途、未成年者誘拐罪は成立しない。

2. 次に、甲がBを誘拐した後、平成24年11月22日から12月5日までの期間、Bを自己の元に留め置いたことにつき、監禁罪(220条)は成立しないか。

- (1) 「監禁」とは可能的自由を侵害することを指し、Bは内心ではAの家に戻って、小学校に通いたいと思っていたものであるから、甲が自己の元に留め置いた行為は監禁といえる。
- (2) また、甲にBを自己の元に留め置くことの認識があるから、故意が認められる。
- (3) したがって、監禁罪が成立する。

### 第3 丙の罪責

1. 丙も乙と同様に前述の甲の依頼を受け、営利目的誘拐罪に加担した者であるから、共謀共同正犯が成立し、営利目的誘拐罪が成立しないか。

- (1) 前述の基準より、本件では、甲の依頼を受け、丙はそれを承諾しており、営利目的誘拐罪についての意思連絡がある。また、誘拐の対価として50万円を受け取ることを目的としているので、正犯意思も認められる。そして、乙は、前述の通り、犯罪を実行したものである。
- (2) もっとも、丙は、乙が誘拐に着手する前に、「ばれたらヤバイから止めよう」と言って、乙を車から降ろしてそのまま車を運転して立ち去ったものであるから、共犯関係から離脱したものといえ、同罪の責任を負わないものでないか。

この点、共犯関係からの離脱は、離脱の意思表示や犯罪行為の状況に応じた結果防止行為などにより、結果への相互利用補充関係が解消された場合に認められる。

本件では、丙は乙に対して「止めよう」や「俺は関係ないからな」と申し向け、離脱の意思表示はしている。しかし、丙に対して強く翻意を促している乙を、Bの通う小学校の近くで車から降ろしているものであり、「お前一人で勝手にやれ」と犯行を促すような発言をしているものである。このことから、丙は、結果への相互利用補充関係が解

消されるほどの積極的な結果防止行為を行なったものとはいえない。

このことから、丙の共犯関係からの離脱は認められない。

- (3) そして、現に生じた結果は、営利目的誘拐罪であるから、故意に齟齬は生じない。
- (4) したがって、丙に同罪が成立する。

#### 第4 丁の罪責

- 1. 甲がBを誘拐した後で、丁が甲に対してAのBの取り返しを防ぐため、「しばらく隠れていなさい」と言ったことにつき、被拐取者蔵匿罪(227条1項)が成立しないか。
  - (1) 「蔵匿」とは、場所を提供して匿うことを指し、丁が甲に対して、「私の沖縄の別荘に行って、しばらく隠れていなさい」と言ったことはこれに当たる。また、甲の誘拐後の計画について、丁は上記アドバイスをしているものであるから、甲の犯行を幫助する目的があったといえる。そして、故意もある。
  - (2) したがって、同罪が成立する。
- 2. 次に、前述の甲の監禁行為のため、丁が甲に計画及び場所を提供したことにつき、共謀共同正犯が成立し、監禁罪が成立しないか。
  - (1) 前述の基準より、本件で丁は甲からの相談を受け、沖縄の別荘に行き、しばらく隠れるという計画を提供し、Bを甲の元に留め置くことの意味連絡を図っていたものである。また、丁には、Bが将来甲家の跡取りになることを強く望み、上記のような隠れ場の提供をたものであるから、正犯意思が認められる。また、甲は前述の態様によりBを監禁したものであるから、実行行為も認められる。
  - (2) したがって、丁に共謀共同正犯が成立し、監禁罪が成立する。

#### 第5 罪数

- 1. 甲は、営利目的誘拐罪及び監禁罪が成立し、これらは牽連犯となる。
- 2. 乙は、営利目的誘拐罪が成立する。
- 3. 丙は、営利目的誘拐罪が成立する。
- 4. 丁は、被拐取者蔵匿罪及び監禁罪が成立し、これらは併合罪となる。

以上